

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる**明細書**を無料※で発行することといたしました。

また、公費負担医療受給者で医療費の自己負担がない方についても同様に、明細書を無料で発行することといたしました。

明細書には、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。**診療情報は、患者様にとって大切な『個人情報』です。**

ご家族の方が代理で会計を行う場合で、その代理の方への発行も含めて、その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意くださいようお願いいたします。

また、**明細書の発行をご希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。**

### 【明細書の取り扱い注意事項】

- ① 明細書を他人に見せない（渡さない）
- ② 当院のごみ箱、外出先のごみ箱などに捨てない
- ③ 破棄する際には、シュレッダー等で裁断する、名前を塗り潰す等個人が特定できないようにする

※ 明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」（1点）は、医療機関の明細書発行体制を評価するものであり、明細書の費用ではありません。

医療機関名： 医療法人 杓永整形外科